平成２８年（フ）第１４号
北海道北見市中央三輪４丁目513番地32
ヴェール三輪103号
債務者　松林　　潤
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第１５号
北海道北見市中央三輪４丁目513番地32
ヴェール三輪103号
債務者　松林　智恵
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第１０１号
埼玉県川口市朝日３丁目11番15号　サマックスシマネ107号
債務者　中川　暢子（旧姓上原）
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２０号
さいたま市桜区大字大久保領家144番地11トワイライトⅡ202、旧住所さいたま市中央区本町東２丁目10番20号　ローズハイツ102号
債務者　高橋まゆみ
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３７号
さいたま市緑区太田窪３丁目19番14号　小野田ハイツＡ－205号室
債務者　齊藤　由香
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５９号
埼玉県川口市西青木２丁目11番14号　103号
債務者　小林　祐市
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４０号
埼玉県春日部市小渕374番地９
債務者　石川　　誠
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５８号
埼玉県越谷市宮本町５丁目44番地１　シャトーフランセＣ－202、旧住所埼玉県志木市柏町１丁目22番８－302号（旧住民票上の住所）埼玉県飯能市大字笠縫88番地11
債務者　桑原かおり
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６１号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地８街区12棟507号
債務者　成田　純一
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第６２０号
埼玉県新座市野火止４丁目４番26号　レオパレス新座第６　104号室、申立時の住所埼玉県所沢市東所沢３丁目１番地の６　ＮＰＯＳＳＳ所沢寮
債務者　小林　滋昭
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５６号
埼玉県川越市大字木野目1428番地（サニー・ハイターⅠ201号室）
債務者　森　　明美
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１３２号
名古屋市中川区服部４丁目2010番地　コーポゆうきＢ棟203号、従前の住所三重県桑名市長島町平方582番地７
債務者　中濱　耕司
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３５号
愛知県海部郡大治町大字三本木字西之川60番地の１　バーディーズビレッジ１－302号
債務者　三輪　晃市
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８号
三重県名張市すずらん台西３番町178番地
債務者　堀　　圭介
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第６２号
堺市西区鳳北町８丁448番地６　町田ハイツ102号、前住所堺市西区津久野町１丁22番11号
債務者　河井　光子
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２８号
北海道室蘭市八丁平２丁目８番13号
債務者　村井　佳代（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第８号
山形県鶴岡市藤島字向楯跡60番地４
債務者　若生　智博
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
山形地方裁判所鶴岡支部